平成２５年（フ）第１０１号
長野県諏訪市大字湖南1545番地１　湖南団地431号
債務者　千葉　長挙
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２３００号
愛知県清須市助七東山中12番地
債務者　井上　牧夫
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５７号
愛知県あま市篠田高保田１番地47
債務者　竹下　富子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６０号
大津市今堅田２丁目６番12号　スカイハイツ橋井Ａ101、前住所大津市和邇春日２丁目871番地12
債務者　松本由紀乃
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
滋賀県彦根市平田町584番地２サニーヒル三越301号、前住所滋賀県彦根市高宮町1356番地５
債務者　長谷川黎三
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５号
滋賀県長浜市平方町811番地１
債務者　三澤　雅子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２号
鳥取県倉吉市旭田町47番地１号室、旧住所鳥取県倉吉市上灘町59番地　中電上灘社宅32号室
債務者　丸橋久美子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第６号
鳥取県倉吉市上福田702番地の１、旧住所岡山県真庭市蒜山下長田40番地41
債務者　西田　美恵（旧姓吉岡）
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第６０９号
広島市西区楠木町４丁目12番22号
債務者　山村美知子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１０号
広島市西区楠木町４丁目12番22号
債務者　山村　和子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６７号
広島県安芸郡坂町横浜西２丁目４番25号
債務者　河岡　暮子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８４号
広島県安芸郡海田町東２丁目５番52号
債務者　西川惠美子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５号
山口県下関市小月本町１丁目２番８号
債務者　武田　清造（旧姓平尾）
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
山口県下関市山手町５番13号　都荘
債務者　安原　　薫
１　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
徳島県阿南市那賀川町赤池139番地　コーポメイコー那賀川104号室、旧住所徳島県阿南市那賀川町大京原850番地
債務者　知賀　銀次
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第５０号
徳島県阿南市那賀川町中島798番地６
債務者　若山　則昭
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１４０号
福岡県飯塚市横田457番地８　雇用促進事業団ＡＰ　２棟401号
債務者　井上　美佐
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部